

杉並区指定地域密着型サービスの事業の 手 引 き

令和3年4月

目 次

1 事業の種類と概要

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 P
(2) 指定夜間対応型訪問介護	6 P
(3) 指定地域密着型通所介護	11 P
(4) 指定認知症対応型通所介護	17 P
(5) 指定小規模多機能型居宅介護	21 P
(6) 指定認知症対応型共同生活介護	27 P
(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	32 P
(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護	39 P
※ 生活相談員の資格要件について	45 P
2 地域密着型サービスの開設までの流れ	47 P
3 人員配置に伴う研修について	50 P
4 老人福祉法の届出について	52 P
5 業務管理体制の届出について	53 P
6 生活保護法の指定	53 P
7 更新について	54 P
8 変更について	54 P
9 廃止、休止、再開について	54 P

指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業について

指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業（以下「地域密着型サービス」という。）は、認知症の方や高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために支援を受けられるサービスで、以下のサービスの事業者の指定、指導・監督等については、保険者（区）が行っていきます。

1. 事業の種類と概要

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものです。

事業所の形態として、訪問介護および訪問看護サービスを同一事業所で行う一体型と、訪問看護サービスの部分のみ指定訪問看護事業所に委託連携してサービス提供を行う連携型の2種類があります。

① 対象者

杉並区民で要介護 1～5 の方（要支援 1・2の方は利用できません。）

② 利用定員等

特になし

③ 人員に関する基準

職 種	勤務形態および員数	必 要 資 格
管理者	常勤・専従（当該事業所の職務や併設・隣接事業所の管理者および従業者との兼務可）の者1人	特になし
オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供時間帯を通じて 1 以上 ・ 1 名以上は常勤の看護師、介護福祉士等であること （定期巡回または訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所、施設等（※）の職務、または利用者以外からの通報を受ける業務に従事可） ※短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設・小規模多機能型居	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員 ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通

		<p>宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入所者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院</p> <p>ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、随時訪問サービスとの兼務も可。</p>	<p>報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上従事したものをオペレーターとして充てることができる。</p>
訪問介護員等	定期巡回	<p>サービスを提供するために必要な数以上</p>	<p>介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等（生活援助研修修了者を除く）</p>
	随時訪問	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて1以上確保（定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事可） 利用者に対して必要な対応を行うことができると認められ、オペレーターが随時訪問の職務に従事している場合は置かないことができる。 	
(★1) 訪問看護を行う看護師等		<p>常勤換算法で2.5以上</p>	<p>保健師・看護師・准看護師 ※うち1人以上は常勤の保健師または看護師でなければならない</p>
		<p>適当数</p>	<p>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士</p>

計画作成責任者	当該事業所の従業者のうち、1人以上 ※利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務も可	看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員
---------	---	-------------------------------------

★1：介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

○連携型の場合は、訪問看護を提供する指定訪問看護事業所と連携し、契約により利用者へのアセスメント、随時対応サービスに対する連絡体制、その他必要な指導および助言などについて協力を得ます。

④ 設備に関する基準

○事業運営を行うための専用の区画を設け、利用申込の受付、相談等に対応する適切なスペースおよびサービス提供に必要な設備・備品を備えること。

※ただし、区画が明確化されていれば他事業と同一事務室でも可。また、事務室・区画・設備・備品等は必ずしも事業者所有である必要はなく、貸与を受けても差し支えありません。

○特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備に配慮すること。

※ただし、支障がなければ当該他の事業所、設備等に備え付けられた設備及び備品等を使用することも可。

○以下の機器を備え、必要に応じてオペレーターに携帯させること。

- ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる通信機器

※オペレーターが所有する端末機器から常時利用者の情報にアクセスできる体制（インターネット等の通信技術の活用その他、紙媒体での利用者ケース記録等が、随時更新され事業所で一元的に管理されていること等も含む）が確保されていれば、事業所で機器等を保有しなくても可。

- ・随時適切に利用者からの情報を受けることができる通信機器

（オペレーションシステム等）

※事業所に固定設置でなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することでもよく、通報受信の機器と情報蓄積機器は同一のものでなくても可。したがって一般の携帯電話でも差し支えありません。

- ・利用者が適切にオペレーターにボタンを押す等により簡単に通報できる端末機器（ケアコール端末等）

※ただし利用者の心身の状況に支障がなければ、利用者に対しケアコール端末等を配布せず、利用者の家庭用電話や携帯電話でも差し支えありません。

○オペレーションセンターの設置義務はありません。ただし、事業所外でオペレーションを行う場合は、都内にオペレーションセンターを設置してください。

⑤ 開設に際しての主な基準

i. 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務内容
- 営業日及び営業時間
- サービスの内容及び利用料その他費用の額
- 通常の事業の実施地域
- 緊急時等における対応方法
- 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他運営に関する重要事項

ii. 勤務体制の確保

○利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

○従業者の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。（中小企業は令和4年3月31日までは努力義務）

iii. 業務継続計画の策定等（令和6年3月31日までは努力義務）

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。

○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

iv. 衛生管理等

○従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。

○事業所の設備・備品について衛生的な管理に努めること。

○事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じなければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

v. 掲示

○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

（重要事項等を記載した書面を当該事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることでも可）

vi. 地域との連携等

○利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、杉並区職員又は所在区域を管轄する地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「介護・医療連携推進会議」（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は同意を得なければなりません。）を設置し、概ね6ヶ月に1回以上開催し、サービス提供状況等の報告、要望、助言等の聴取等を行う必要があります。

○複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めます。

- ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- ・合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数半数を超えないこと。
- ・外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独開催で行うこと。

vii. 虐待の防止（令和6年3月31日までは努力義務）

○事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければなりません。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(2) 指定夜間対応型訪問介護

ケアコール端末を配布している利用者に対し、定期的に利用者の居宅を巡回して行う定期巡回サービスに加え、あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握した上で、利用者の通報を受け随時対応する随時訪問サービスを提供するものです。

① 対象者

杉並区民で要介護 1～5 の方（要支援 1・2の方は利用できません。）

② 利用定員等

特になし

③ 人員に関する基準

職 種		勤務形態および員数	必要資格
管理者		常勤・専従（当該事業所の職務や併設・隣接事業所の管理者および従業者との兼務可）の者1人	特になし
オペレーションセンター従業者	オペレーター	<p>提供時間を通じて専従1以上（定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設等（※1）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事可）</p> <p>※1…短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入所者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院</p> <p>※オペレーションセンターサービスに支障がない場合は、オペレーターは随時訪問サービスに従事可。その場合、利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随</p>	<p>看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員</p> <p>ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供者責任者として1年以上従事したものをオペレーターとして充てることができる。</p>

		時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。	
	面接相談員	利用者の面接その他の業務を行う者を1以上 (面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等、管理者が従事することも可)	オペレーターと同様の資格又は同等の知識経験を有する者
訪問介護員等	定期巡回	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等(生活援助研修修了者を除く)
	随時訪問	提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供にあたる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上(定期巡回サービス、オペレーター、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と兼務可)	

④ 設備に関する基準

○事業運営を行うための専用の区画を設け、利用申込の受付、相談等に対応する適切なスペースおよびサービス提供に必要な設備・備品を備えること。

※ただし、区画が明確化されていれば他事業と同一事務室でも可。また、事務室・区画・設備・備品等は必ずしも事業者所有である必要はなく、貸与を受けても差し支えありません。

○特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備に配慮すること。

※ただし、支障がなければ当該他の事業所、設備等に備え付けられた設備及び備品等を使用することも可。

○以下の機器を備え、必要に応じてオペレーターに携帯させること。

- ・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる通信機器

※オペレーターが所有する端末機器から常時利用者の情報にアクセスできる体制(インターネット等の通信技術の活用その他、紙媒体での利用者ケース記録等が、随時更新され事業所で一元的に管理されていること等も含む)が確保されていれば、事業所で機器等を保有しなくても可。

- ・随時適切に利用者からの情報を受けることができる通信機器(オペレーションシステム等)

※事業所に固定設置でなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することでもよく、通報受信の機器と情報蓄積機器は同一のものでなくても可。したがって一般の携帯

電話でも差し支えありません。

- 利用者が適切にオペレーターにボタンを押す等により簡単に通報できる端末機器（ケアコール端末等）

※ただし利用者の心身の状況に支障がなければ、利用者に対しケアコール端末等を配布せず、利用者の家庭用電話や携帯電話でも差し支えありません。

⑤ 開設に際しての主な基準

i. 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務内容
- 営業日及び営業時間
- サービスの内容及び利用料その他費用の額
- 通常の事業の実施地域
- 緊急時等における対応方法
- 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他運営に関する重要事項

ii. 勤務体制の確保

○利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

○従業者の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。（中小企業は令和4年3月31日までは努力義務）

iii. 業務継続計画の策定等（令和6年3月31日までは努力義務）

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。

○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

iv. 衛生管理等

- 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- 事業所の設備・備品について衛生的な管理に努めること。
- 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じなければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

v. 掲示

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。
（重要事項等を記載した書面を当該事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることでも可）

vi. 虐待の防止（令和6年3月31日までは努力義務）

- 事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければなりません。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑥ その他

- オペレーションセンターは通常の実施地域内に1箇所以上設置しなければなりません。ただし、定期巡回を行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションサービスを実施することが可能な場合は、オペレーションセンターを設置しないことができます。
- オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所が望ましいですが、双方の連携が確保され業務に支障がない場合は、事業所の実施地域内なら別々の場所としても差し支えありません。

○サービスの提供時間は 22 時から6時までを最低限含むものであり、8時から18時は提供時間から除外します。

(3) 指定地域密着型通所介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、施設にて食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供するものです。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

① 対象者

杉並区民で、要介護1～5の方

※介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の指定については、別途杉並区へ申請が必要です。

② 利用定員等

18人以下

③ 人員に関する基準

前提として、営業時間を通して1名以上の従事者を確保すること。

利用定員11人以上18人以下

職 種	勤務形態および員数	必 要 資 格
管理者	常勤1人（兼務可）	なし
生活相談員		サービス提供時間数に応じて、専ら1人以上
介護職員	うち 1人以上は 常勤	サービス提供時間帯に介護職員（専ら当該サービスの提供当たるものに限る。）が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間帯の時間数で除して得た数が、15人までは1人以上、 <u>15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の利用者</u>
		社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、又は <u>これらと同等の能力を有する者※</u>
		認知症介護基礎研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く） （令和6年3月31日までは努力義務）

		<u>の数を5で除して 得た数に1を加え た数以上確保され るために必要と認 められる数</u> <u>※ただし、サービス 提供時間を通して 1人以上は専ら従 事</u>	
看護職員	単位ごとに、専ら通所介護サービスの提供に当たる者が1人以上 （営業日ごとに健康状態等を確認する時間帯は専従しなければならない）		看護師又は准看護師
機能訓練指導員	1人以上（兼務可）		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）

利用定員10人以下

職 種	勤務形態および員数		必 要 資 格
管理者	常勤1人（兼務可）		なし
生活相談員	うち 1人以上は 常勤	サービス提供時間数に応じて、専ら1人以上	社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、又は <u>これらと同等の能力を有する者※</u>

看護・介護職員		単位ごとにサービス提供時間数に応じて、専ら従事する者1人以上	認知症介護基礎研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く） （令和6年3月31日までは努力義務）
機能訓練指導員	1人以上（兼務可）		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）

※ 生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容等については、44及び45ページをご参照ください。

④ 設備に関する基準

○以下の設備を備えること。

- ・ 食堂及び機能訓練室

合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上

※食事の提供及び機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できる場合は同一の場所とすることができます。

※狭隘な部屋を多数設置することで必要面積を確保することは不可。

※面積の算定は内法で測定すること。

- ・ 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

※当該事業用のものでなければなりません、サービス提供に支障がない場合は、この限りではありません。

- ・ 静養室及び事務室

- ・ 消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備
消防法その他の法令等に規定された設備

- ・その他サービス提供に必要なその他の設備及び備品等

⑤ 開設に際しての主な基準

i. 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業員の職種、員数及び職務の内容
- ・営業日及び営業時間
- ・サービスの利用定員
- ・サービス内容及び利用料その他の費用の額
- ・通常の事業の実施地域
- ・サービス利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項

ii. 勤務体制の確保

○利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

(調理等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外については、事業所の従業員によって提供されなければなりません。)

○従業員の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く、すべての従業員に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければなりません。(令和6年3月31日までは努力義務)

○適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)

iii. 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日までは努力義務)

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
的に実施しなければなりません。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とすること。

iv. 非常災害対策

- 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を
整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必
要な訓練を行わなければなりません。
- 上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければな
りません。

v. 衛生管理等

- 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管
理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければなりません。
- 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じ
なければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置そ
の他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことがで
きるものとします。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果に
ついて、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。

vi. 掲示

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者
のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。
（重要事項等を記載した書面を当該事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由
に閲覧させることでも可）

vii. 地域との連携等

- 利用者、利用者家族、地域住民の代表者、杉並区職員または所在区域を管轄する地域
包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運
営推進会議」（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、
利用者又はその家族が参加する場合は同意を得なければなりません。）を設置し、概ね
6ヶ月に1回以上開催し、サービス提供状況等の報告、要望、助言等の聴取等を行う
必要があります。

○複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めます。

- 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

○事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。

viii. 虐待の防止（令和6年3月31日までは努力義務）

○事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければなりません。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

指定療養通所介護に関しては、直接介護保険課事業者係にお問い合わせください。

(4) 指定認知症対応型通所介護

認知症の方が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、施設にて食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供するものです。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

① 対象者

杉並区民で認知症の方で、要介護1～5（介護予防認知症対応型通所介護は要支援1又は2）の方

② 利用定員等

各単位12人以下

③ 人員に関する基準

職 種	勤務形態および員数		必 要 資 格
管理者	常勤1人（兼務可）		適切な当該介護を提供するために必要な知識及び経験を有するものであり、厚生労働大臣の定める管理者研修（50ページ参照）修了者
生活相談員	うち 1人以上は 常勤	サービス提供時間数に応じて、専ら1人以上	社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、又はこれらと同等の能力を有する者※
看護・介護職員		単位ごとにサービス提供時間数に応じて、専ら従事する者1人以上および他1人以上（合計2人以上）	認知症介護基礎研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く） （令和6年3月31日までは努力義務）
機能訓練指導員	1人以上（兼務可）		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）

※ 生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容等については、44及び45ページをご参照ください。

④ 設備に関する基準

○以下の設備を備えること。

- ・ 食堂及び機能訓練室

合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上

※食事の提供及び機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できる場合は同一の場所とすることができます。

※狭隘な部屋を多数設置することで必要面積を確保することは不可。（ただし、単位をさらにグループ分けして効果的なサービス提供が期待される場合はこの限りではありません。）

※面積の算定は内法で測定すること。

- ・ 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

※当該事業用のものでなければなりません。サービス提供に支障がない場合は、この限りではありません。

- ・ 静養室及び事務室
- ・ 消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備
消防法その他の法令等に規定された設備
- ・ その他サービス提供に必要なその他の設備及び備品等

⑤ 開設に際しての主な基準

i. 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ サービスの利用定員
- ・ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ サービス利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

ii. 勤務体制の確保

○利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

(調理等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外については、事業所の従業員によって提供されなければなりません。)

○従業員の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く、すべての従業員に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければなりません。(令和6年3月31日までは努力義務)

○適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)

iii. 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日までは努力義務)

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。

○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

iv. 非常災害対策

○非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

○上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

v. 衛生管理等

○利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければなりません。

○事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じなければなりません。(令和6年3月31日までは努力義務)

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置そ

他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとし、）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

vi. 掲示

○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

（重要事項等を記載した書面を当該事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることでも可）

vii. 地域との連携等

○利用者、利用者家族、地域住民の代表者、杉並区職員または所在区域を管轄する地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、）を設置し、概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催し、サービス提供状況等の報告、要望、助言等の聴取等を行う必要があります。

○複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めます。

- ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

○事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。

viii. 虐待の防止（令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務）

○事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければなりません。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(5) 指定小規模多機能型居宅介護

通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、居宅での生活の継続を支援するサービスです。

① 対象者

杉並区民で要介護1～5（介護予防小規模多機能型居宅介護は要支援1又は2）の方

② 利用定員等

登録定員：29人以下

通いの利用定員：1日あたり登録定員の2分の1から15人まで

※登録定員が25人を超える場合にあっては、登録定員に応じて、以下の表に定める利用定員

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

ただし、居間及び食堂を合計した面積について「利用者の処遇に支障がないと認められる広さ（1人当たり3㎡以上）」を確保すること。

宿泊の利用定員：1日あたり通いの利用定員の3分の1から9人まで

③ 人員に関する基準

職種	勤務形態および員数	必要資格
管理者	<p>常勤1人（兼務可（※））</p> <p>※当該事業所の他の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、または併設する下記の事業所の業務に従事可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定地域密着型特定施設入所者生活介護 ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・指定介護老人福祉施設 ・指定介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<p>特別養護老人ホーム等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であり、厚生労働大臣の定める管理者研修（50ページ参照）修了者</p>
従業者 （介護・看護職員）	<p>従業者のうち、1人以上は常勤であること。</p>	

	<p style="text-align: center;">日 中</p> <p>①通いサービス 利用者3人又はその端数を増すごとに常勤換算で1以上 ※利用者の数は前年度の平均値を用いるが、新規指定の場合は推定数による。</p> <p>②訪問サービス 常勤換算で1以上</p> <p style="text-align: center;">夜間および深夜</p> <p>1人以上+宿直1人 ※ただし、夜間利用者がいなく、訪問サービスを提供するための必要な体制が整備されているときは置かないことができる。</p> <p>※併設する下記の事業所の業務に従事可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定認知症対応型共同生活介護 ・ 指定地域密着型特定施設入所者生活介護 ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 指定介護老人福祉施設 ・ 指定介護老人保健施設 ・ 指定介護療養型医療施設 ・ 介護医療院 <p>※看護師又は准看護師は上記の施設 の他、同一敷地内の下記の事業所の業務に従事可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定居宅サービスの事業を行う事業所 ・ 指定定期巡回随時対応型訪問介護看護 ・ 指定地域密着型通所介護 ・ 指定認知症対応型通所介護 	<p>認知症介護基礎研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く） （令和6年3月31日までは努力義務）</p> <p>また、配置職員のうち1人は看護師又は准看護師であること（常勤でなくても可）。</p>
--	--	---

<p>介護支援専門員</p>	<p>1人 ※常勤でなくても可 ※当該事業所の他の職務、併設する下記の事業所の業務と兼務可。 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定地域密着型特定施設入所者生活介護 ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・指定介護老人福祉施設 ・指定介護老人保健施設 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院</p>	<p>小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（50ページ参照）</p>
<p>代表者</p>	<p>※理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣の定める事業開設者研修（50ページ参照）修了者</p>

④ 設備に関する基準

○以下の設備を備えること

- ・居間及び食堂

利用者および従業員が一堂に会するのに充分で、その機能を十分に発揮し得る適当な広さ。（同一の場所であっても居間、食堂それぞれの機能が独立していることが望ましいです。）

※通いサービスの利用定員が15人を超える場合は、1人当たり3㎡以上（内法）を確保すること。

- ・宿泊室

床面積が1人当たり7.43㎡（内法で約4.5畳）以上確保。

※宿泊専用の個室がない場合でも、プライバシーが確保されたしつらえ（パーティション、家具等での仕切り）にすること。（カーテンは不可）

※他の利用者の通らない宿泊室と連続した縁側等は面積に含めても可。

- ・消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備

⑤ 開設に際しての主な基準

i. 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間
- サービスの登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 通常の事業の実施地域
- サービス利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他運営に関する重要事項

ii. 勤務体制の確保

○利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

（調理等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外については、事業所の従業者によって提供されなければなりません。）

○従業者の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く、すべての従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）

○適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。（中小企業は令和4年3月31日までは努力義務）

iii. 業務継続計画の策定等（令和6年3月31日までは努力義務）

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う実施しなければなりません。

○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

iv. 非常災害対策

○非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

○上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

v. 衛生管理等

○利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければなりません。

○事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じなければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

vi. 協力医療機関等

○主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければなりません。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければなりません。

○サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければなりません。

vii. 掲示

○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

（重要事項等を記載した書面を当該事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることでも可）

viii. 地域との連携等

○利用者、利用者家族、地域住民の代表者、杉並区職員または所在区域を管轄する地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営

推進会議」(テレビ電話装置等を活用して行うことができますものとしします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は同意を得なければなりません。)を設置し、概ね2ヶ月に1回以上開催し、サービス提供状況等の報告、要望、助言等の聴取等を行う必要があります。

○複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めます。

- 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

○事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。

ix. 虐待の防止（令和6年3月31日までは努力義務）

○事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければなりません。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができますものとしします。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(6) 指定認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が共同で生活する住居において、家庭的な環境と地域住民の交流のもと、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目的としたサービスです。

① 対象者

杉並区民で認知症の方（急性状態をのぞく）で要介護1～5（介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援2）の方

② 入所定員

1ユニットあたり5人以上9人以下
（1事業所3ユニットまで）

③ 人員に関する基準

職 種	勤務形態および員数	必 要 資 格
管理者	常勤1人（兼務可）	特別養護老人ホーム等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であり、厚生労働大臣の定める管理者研修（50ページ参照）修了者
計画作成担当者	1人以上（当該事業所における他の職務と兼務可）	厚生労働大臣の定める実践者研修（50ページ参照）、又は基礎課程修了者（うち1人は介護支援専門員であること）
介護職員	1以上の者は常勤とする <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">日中</div> 各ユニットに常勤換算方法で利用者3人又はその端数を増すごとに1人以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">夜間および深夜</div> 各ユニットに1人以上（ただし、ユニットの数が3であり、すべて同一の階において隣接し、従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合で、事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められているときは、2人以上とすることができる）	認知症介護基礎研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く） （令和6年3月31日までは努力義務）

代表者	<p>※理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣の定める事業開設者研修（50ページ参照）修了者</p>
-----	---	--

④ 設備に関する基準

○以下の設備を備えること

- 居間及び食堂

それぞれのユニットの専用の設備であって、利用者及び介護従事者が一堂に会するために十分な広さ。（同一の場所であっても居間、食堂それぞれの機能が独立していることが望ましいです。）

- 事務室

それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にある等、管理上支障がなければ、事務室については他の共同生活住居との兼用であっても差し支えありません。

- 居室

1人当たり7.43㎡（内法で約4.5畳）以上。また、生活の場であることを基本に、利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有すること。

※単にカーテンや簡易パネル等で分けただけのものは不可。

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備

⑤ 開設に際しての主な基準

i. 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業者の職種、員数及び職務の内容
- サービスの利用定員
- サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 入居に当たっての留意事項
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他運営に関する重要事項

ii. 勤務体制の確保

○利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければなりません。また、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければなりません。(ユニットごとに常時1人以上の介護従業者を配置すること)

○従業者の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く、すべての従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければなりません。(令和6年3月31日までは努力義務)

○適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)

iii. 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日までは努力義務)

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければなりません。

○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

iv. 非常災害対策

○非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

○上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

v. 衛生管理等

○利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければなりません。

○事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じなければなりません。(令和6年3月31日までは努力義務)

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる

ものとして、)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

vi. 協力医療機関等

○主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければなりません。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければなりません。

○サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければなりません。

vii. 掲示

○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

(重要事項等を記載した書面を当該事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることでも可)

viii. 地域との連携等

○利用者、利用者家族、地域住民の代表者、杉並区職員または所在区域を管轄する地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は同意を得なければなりません。)を設置し、概ね2カ月に1回以上開催し、サービス提供状況等の報告、要望、助言等の聴取等を行う必要があります。

○複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めます。

- ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- ・合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- ・外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

○事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。

ix. 虐待の防止(令和6年3月31日までは努力義務)

○事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければなりません。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑥ その他

○指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- （１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は同意を得なければなりません。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- （３）介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上、新規採用時には必ず）実施すること。

○指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者又は運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は同意を得なければなりません。）による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないと定められています。

- ・東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針により、外部評価（第三者評価）を受審すること。
- ・連続して外部評価（第三者評価）を受審し、結果が良好な場合は自己評価のみでも可。

（７） 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、明るく家庭的な雰囲気や地域や家族との結びつきを重視した運営の中で、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などを提供します。

① 対象者

杉並区民で、要介護3～5の方

【入所要件】

- (1) 介護保険が杉並区の被保険者であること。
- (2) 杉並区に住民票があること（申し込み時点で杉並区にあれば可）。
- (3) 住所地特例は原則認めません。
- (4) 住登外者は原則認めません。

② 利用定員等

29人以下

※ユニット型の場合は、1ユニットの定員は原則としておおむね10名以下とし、15人を超えないものとする。

③ 人員に関する基準

職 種	勤務形態および員数	必 要 資 格
管理者	常勤（原則専従） ただし以下の場合であって、施設の管理業務に支障がない場合は兼務可。 (1) 当該施設の従業者としての職務に従事する場合 (2) 当該施設と同一敷地内にある他の事業所、施設又はサテライト型居住施設等の職務に従事する場合	施設長には資格要件あり。 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 管理者には資格要件無し。
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 入所者の処遇に支障がない場合は兼務可。	
生活相談員	常勤1人以上（原則専従） 利用者の処遇に支障がない場合は兼務可。 ※2人目以降で時間帯を明確に区分した上で同一法人のほかの職務	社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、又はこれらと同等の能力を有する者※

	に従事することは可。	
介護職員又は看護師 若しくは准看護師	<p>常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上。</p> <p>※介護職員のうち1人以上は常勤</p> <p>※看護職員の数は1人以上。そのうち1人以上は常勤</p> <p>・ユニット型の場合</p> <p>① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること</p> <p>② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること</p> <p>③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること</p>	<p>認知症介護基礎研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く）（令和6年3月31日までは努力義務）</p> <p>※当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者を各施設に2名以上配置する（ただし2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。</p>
栄養士	<p>1人以上</p> <p>入所者の処遇に支障がない場合は兼務可。</p> <p>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士または管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合で、入所者の処遇に支障がない場合は置かないことができる。</p>	<p>栄養士又は管理栄養士</p>
機能訓練指導員	<p>1人以上（兼務可）</p>	<p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整</p>

		復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る)
介護支援専門員	常勤1人以上（原則専従） 入所者の処遇に支障がない場合は兼務可。	なし

※ 生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容等については、44及び45ページをご参照ください。

④ 設備に関する基準

○居室

居室の定員は1人。1人当たりの床面積10.65㎡以上（内法で約6畳）
ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

※ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合（夫婦など）は2人（床面積21.3㎡以上）とすることが可能です。

○静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

○浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

○洗面設備

居室のある階ごとに設けること。（各居室に設けることが望ましい）
要介護者が使用するのに適したものとすること。

○便所

居室のある階ごとに設けること。（各居室に設けることが望ましい）
ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

○医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

○食堂及び機能訓練室

合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上
※食事の提供及び機能訓練を行う際に支障がない広さを確保できる場合は同一の場所とすることができます。

○廊下幅

1. 5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は1.8メートル以上とすること。

○消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること。

※これらの各設備は専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の用に供するものでなければなりません。ただし入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではありません。

⑤ 開設に際しての主な基準

i. 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・サービスの入所定員
- ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ・利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項

ii. 勤務体制の確保

○利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。

（調理等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外については、事業所の従業者によって提供されなければなりません。）

○従業者の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く、すべての従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）

○適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。（中小企業は令和4年3月31日までは努力義務）

iii. 業務継続計画の策定等（令和6年3月31日までは努力義務）

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

iv. 非常災害対策

- 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。
- 上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

v. 衛生管理等

- 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければなりません。
- 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じなければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
 - ・感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

vi. 協力医療機関等

- 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければなりません。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければなりません。

vii. 掲示

○事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

（重要事項等を記載した書面を当該事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることでも可）

viii. 地域との連携等

○利用者、利用者家族、地域住民の代表者、杉並区職員または所在区域を管轄する地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は同意を得なければなりません。）を設置し、概ね2カ月に1回以上開催し、サービス提供状況等の報告、要望、助言等の聴取等を行う必要があります。

○複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めます。

- ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- ・合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

○事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。

ix. 事故発生の防止

○事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- ・事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

x. 虐待の防止（令和6年3月31日までは努力義務）

○事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければなりません。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員

に周知徹底を図ること。

- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑥ その他

○指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上、新規採用時には必ず）実施すること。

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、居宅での生活の継続を支援するサービスです。

① 対象者

杉並区民で要介護1～5の方

② 利用定員等

登録定員：29人以下

通いの利用定員：1日あたり登録定員の2分の1から15人まで

※登録定員が25人を超える場合にあっては、登録定員に応じて、以下の表に定める利用定員

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

ただし、居間及び食堂を合計した面積が「利用者に処遇に支障がないと認められる広さ（1人当たり3㎡以上）」を確保すること。

宿泊の利用定員：1日あたり通いの利用定員の3分の1から9人まで

③ 人員に関する基準

職 種	勤務形態および員数	必 要 資 格
管理者	常勤1人（兼務可（※）） ※当該事業所の他の職務または併設する下記の事業所の業務に従事可。 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定地域密着型特定施設入所者生活介護 ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院	特別養護老人ホーム等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であり、厚生労働大臣の定める管理者研修（50ページ参照）修了者、又は保健師もしくは看護師
従業者 （介護・看護職員）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">日 中</div> ① 通いサービス 利用者3人又はその端数を増すごとに常勤換算で1以上 ※利用者の数は前年度の平均値を用いるが、新規指定の場合は推定数に	認知症介護基礎研修（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く） （令和6年3月31日までは努力義務）

	<p>よる。</p> <p>②訪問サービス 常勤換算で2人以上</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">夜間および深夜</p> <p>1人以上+宿直1人</p> <p>※ただし、夜間利用者がいなく、訪問サービスを提供するための必要な体制が整備されているときは置かないことができる。</p> <p>※併設する下記の事業所の業務に従事可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定地域密着型特定施設入所者生活介護 ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<p>従業者のうち、1人以上は常勤の保健師又は看護師であること。</p> <p>常勤換算方法で2.5人以上は保健師、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従業者のうち、それぞれ1人以上は、看護職員でなければなりません。</p>
<p>介護支援専門員</p>	<p>1人</p> <p>※常勤でなくても可</p> <p>※当該事業所の他の職務、併設する下記の事業所の業務に従事可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定地域密着型特定施設入所者生活介護 ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・指定介護療養型医療施設 ・介護医療院 	<p>小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者（50ページ参照）</p>
<p>代表者</p>	<p>※理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣の定める事業開設者研修（50ページ参照）修了者、又は保健師もしくは看護師</p>

④ 設備に関する基準

○居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えること

- 居間及び食堂

利用者および従業員が一堂に会するのに充分で、その機能を十分に発揮し得る適当な広さ（同一の場所であっても居間、食堂それぞれの機能が独立していることが望ましいです。）

※通いサービスの利用定員が15人を超える場合は、1人当たり3㎡以上（内法）を確保すること。

- 宿泊室

床面積が1人当たり7.43㎡（内法で約4.5畳）以上確保。

ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合（夫婦等）は2人とすることができません。

※宿泊専用の個室がない場合でも、プライバシーが確保されたしつらえ（パーティション、家具等での仕切り）にすること。（カーテンは不可）

※他の利用者の通らない宿泊室と連続した縁側等は面積に含めても可。

- 消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備

⑤ 開設に際しての主な基準

i. 運営規程

○事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規定として次に掲げる事項を定めること。

- 事業の目的及び運営の方針
- 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間
- サービスの登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
- サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 通常の事業の実施地域
- サービス利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他運営に関する重要事項

ii. 勤務体制の確保

○利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

（調理等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務以外については、事業所の従業者によって提供されなければなりません。）

○従業者の資質向上のために研修の機会を確保しなければなりません。

○看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く、すべての従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させなければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）

○適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。（中小企業は令和4年3月31日までは努力義務）

iii. 業務継続計画の策定等（令和6年3月31日までは努力義務）

○感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

○従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければなりません。

○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

iv. 非常災害対策

○非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

○上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。

v. 衛生管理等

○利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければなりません。

○事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じなければなりません。（令和6年3月31日までは努力義務）

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- vi. 協力医療機関等
- 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければなりません。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければなりません。
 - サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければなりません。
- vii. 掲示
- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。
(重要事項等を記載した書面を当該事業所に備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることでも可)
- viii. 地域との連携等
- 利用者、利用者家族、地域住民の代表者、杉並区職員または所在区域を管轄する地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は同意を得なければなりません。)を設置し、概ね2ヶ月に1回以上開催し、サービス提供状況等の報告、要望、助言等の聴取等を行う必要があります。
 - 複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めます。
 - ・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - ・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
 - ・合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
 - ・外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。
 - 事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。
- ix. 虐待の防止(令和6年3月31日までは努力義務)
- 事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じなければなりません。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容等

内 容	証明書类等
<p>1 介護支援専門員</p> <p>【要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者】</p>	<p>介護支援専門員証の写し</p>
<p>2 特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験を有する者</p> <p>【介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者】</p> <p>※「特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成」とは、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）第14条に定める「入所者の処遇に関する計画」の作成を示します。</p>	<p>勤務先で発行する在職証明書（職務内容、在職期間が確認できるもの）</p>
<p>3 老人福祉施設の施設長経験者</p> <p>【介護の提供に係る計画の作成や処遇等に、専門的な知識経験を有する者】</p> <p>※「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に定めるとおりとします。</p> <p>*老人福祉法</p> <p>第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいいます。</p> <p>※「施設長経験者」とは、施設長として1年以上の実務経験を有する者とします。</p> <p>老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設での施設長経験者（管理者）については、社会福祉施設長資格認定講習会の課程を修了した者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者とします。</p>	<p>勤務先で発行する在職証明書（役職、職務内容、在職期間が確認できるもの）</p>

<p>4 通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに係る実務経験は除く）、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスにおいて、当該事業所又は施設における介護に関する実務経験が通算で1年以上（勤務日数180日以上）あり、介護福祉士の資格を有する者</p> <p>【介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者】</p>	<p>勤務先で発行する在職証明書（事業種別、職務内容、在職期間が確認できるもの）及び介護福祉士登録証の写し</p> <p>※「介護に関する実務経験」とは、各事業所や施設において、人員基準に定められ、利用者の処遇に直接関わる職種として勤務した経験を指します。</p> <p>したがって、利用者の処遇に直接関わらない、管理者業務、送迎業務、調理業務、清掃業務等については、当該実務経験には算入できません。</p> <p>※通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所については、介護予防サービスによるものを含むものとします。</p>
--	---

※厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（三科目主事（社会福祉法第19条第1号））については、厚生労働省の下記HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/s_hakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

※平成21年6月1日付21福保高介第180号「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」の別紙の2の内容中の「高齢者在宅サービスセンター」とは、介護保険制度開始前において「東京都高齢者在宅サービスセンター事業実施要綱」に基づき実施されていた事業であり、当該介護の提供に係る計画の作成に関し1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験により、生活相談員の業務を行っている場合、引き続き「同等以上の能力を有すると認められる者」として取り扱うこととします。

※生活相談員の資格要件については東京都と同様の考え方のため、【平成28年9月15日付28福保高介第875号「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」】及び事務連絡もご確認ください。

2. 地域密着型サービスの開設までの流れ

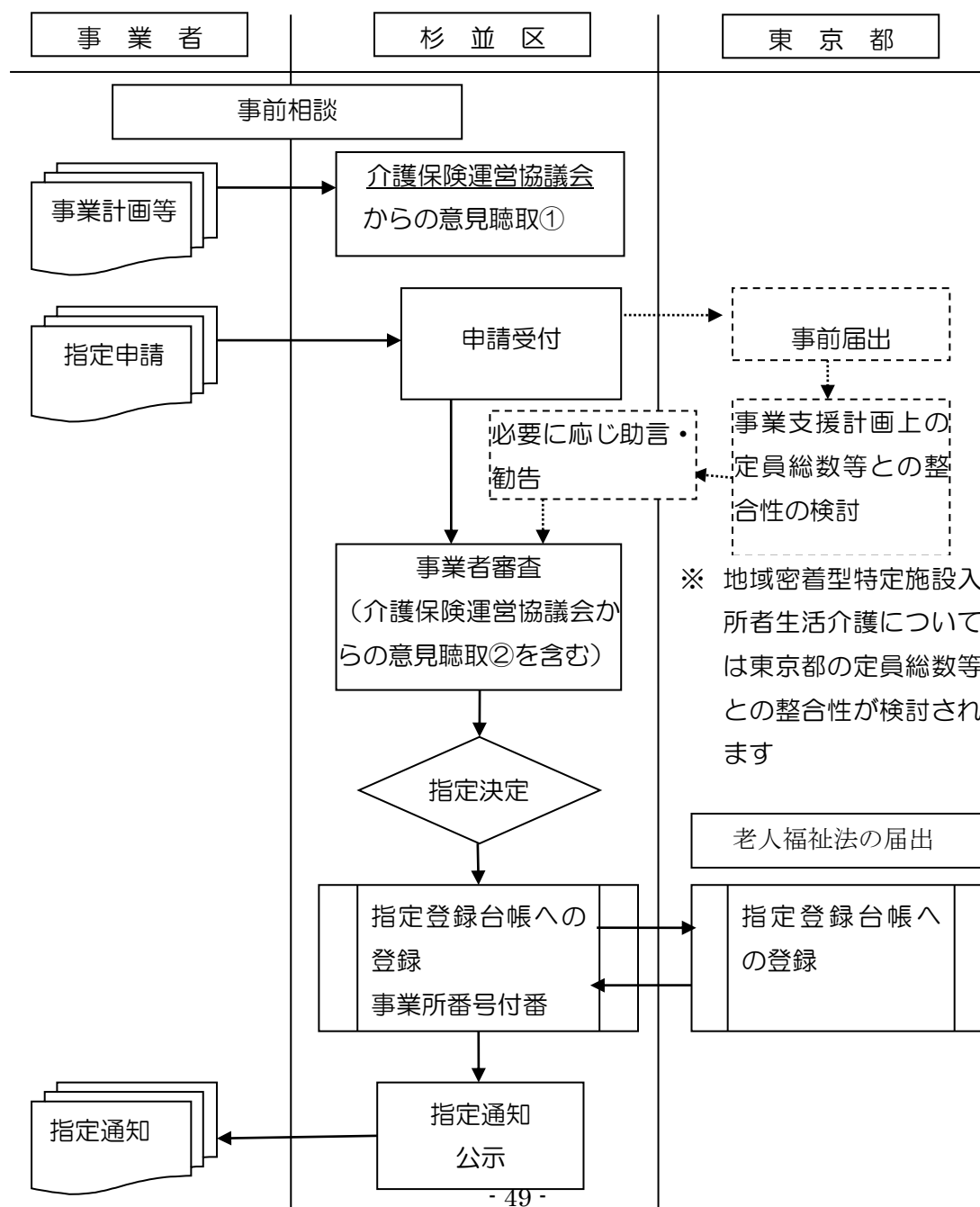
※時期については指定日を基準とします。

時 期	実施事項	説 明	担当窓口
約1年前 ～6ヶ月 前	①事前相談	<p>事業者指定については、区が介護保険計画に基づく必要利用者数または必要利用者の見込み数に基づき指定を進め、一定の条件のもと整備費補助（補助対象事業については、広報および区公式ホームページ等により公募予定）も行います。</p> <p>事業を計画する際は、当該地域の状況、設備・運営基準、事業者指定等について右記までご相談ください。</p> <p><u>なお、開設にあたっては、必ず来所の上、事前相談においてください。その際は、電話等で来所のご予約をお取りください。</u></p> <p>また、事業の実施にあたっては、介護保険法による指定のみでなく、老人福祉法等に関する届出も必要です（51ページ参照）。</p>	<p>高齢者施策課 施設整備担当 （西棟2階） 介護保険課 事業者係 （東棟3階）</p>
	②法人格の取得及び定款等の変更	<p>地域密着型サービス事業を行うには、法人格を有することが必要です。未取得の場合は、株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の設立基準に則り法人格取得の準備を進めてください。</p> <p>また、定款の事業目的の中に必ず地域密着型サービスのサービス種類毎の運営（事業）を明記してください。既存法人においては、サービス種類の明記がない場合、定款等の変更の許可手続き等が必要となります。</p>	<p>法人格の取得 （登記等）</p>
	③建築等の設計・事前相談	<p>設計にあたっては、各事業の運営・設備基準を遵守のうえ、建築行政、消防署等にご相談のうえ進めてください。</p> <p>事業内容により建物の構造、用途、敷地の形状などの都合から建築条件等が異なります。場所や物件が決まりましたら、事業を進める前に建築行政及び各管轄消防署等にご相談ください。</p> <p>送迎を伴うサービスを提供する場合は、送</p>	<p>・建築基準法に関する相談 …都市整備部 建築課 ・消防法に関する相談…杉並消防署・荻窪消防署 ・食品衛生法</p>

		迎車両の駐車場所や施設利用時の乗降場所の確保等、管轄の警察署（杉並、荻窪、高井戸）にお問い合わせください	に関する相談 …杉並保健所 生活衛生課
約4～6 ヶ月前	④近隣住民への 説明	地域密着型サービスとはその名のとおり、地域に溶け込んでこそ、その効果を発揮するものであり、開設後は地域住民との交流や地域活動への参加が必要となり、地域住民の理解なしには成り立ちません。事前に地域住民や自治会などへ説明し理解を得るようにしてください。	介護保険課 事業者係
	⑤開設準備（着 工・書類整備・職 員募集等）	各運営基準等を遵守のうえ、書類の整備、運営に関する組織体制の構築、職員配置計画を進めてください。 また、事業内容により管理者等の研修受講が必要です。（50ページ参照）	研修申込受付 介護保険課 事業者係
	⑥委員会への意 見聴取①	介護保険法第78条の2第7項等に規定する措置として、区は地域密着型サービスの運営に関する委員会（杉並区では杉並区介護保険運営協議会）に計画段階の概要（事業計画、平面図、案内図等）について協議し、意見を伺います。	介護保険課 事業者係
約2～3 ヶ月前	⑦区へ申請・届出	区へ関係書類をそろえて提出します。（書類の不備等の修正の期間も必要ですので、早めにご提出ください。） <u>受付期日は、指定日によって異なります。（時期については各年度変わりますので、担当までお問い合わせください。）</u>	介護保険課 事業者係
（遅くとも） 指定日の 1ヶ月前	⑧竣工・改修工事 完了	指定にあたっては事前に区が現場の状況等を確認します。そのため、新築・改修工事については、遅くとも指定日の1ヶ月前には竣工し、必要な備品を設置してください。確認できない場合などは指定を行えません。	—

	◎指定および告示	区は文書で審査結果および指定通知を送付し、指定事業者の告示を行います。	介護保険課 事業者係
約1ヶ月後	⑩委員会への意見聴取②	地域密着型サービス事業者の指定にあたって、介護保険法第78条の2第7項等に規定する措置として、区が地域密着型サービスの運営に関する委員会（杉並区では杉並区介護保険運営協議会）で、指定についての報告を行います。	介護保険課 事業者係

【 参考 】 指定事務の流れ



3. 人員配置に伴う研修について

地域密着型サービス事業のうち指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型通所介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定看護小規模多機能型居宅介護等を行う場合は、介護保険法に規定する研修を修了した職員の配置が必要となります。開設準備の段階で、必要な研修を計画的に受講するようにしてください。

職 種	研修名	対象事業所	研修受講資格要件
管理者	認知症対応型サービス事業管理者研修	<ul style="list-style-type: none"> 指定小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定認知症対応型通所介護 指定看護小規模多機能型居宅介護 	以下要件を全て満たす者 <input type="checkbox"/> 都内の認知症対応型サービス事業の管理者（予定含む） <input type="checkbox"/> 認知症介護実践者研修（または旧痴呆実務者研修（基礎課程））修了者
計画作成担当者	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	<ul style="list-style-type: none"> 指定小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護 	以下要件を全て満たす者 <input type="checkbox"/> 都内の小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（予定含む） <input type="checkbox"/> 認知症介護実践者研修（または旧痴呆実務者研修（基礎課程））修了者
	認知症介護実践者研修（又は旧痴呆介護実務者研修（基礎課程））	<ul style="list-style-type: none"> 指定認知症対応型共同生活介護 	都内介護保険施設・事業所（居宅介護支援事業所を除く）に従事しており、以下要件を全て満たす者 <input type="checkbox"/> 認知症介護に関し、介護福祉士と同等の知識を習得している <input type="checkbox"/> 原則として、認知症介護に関する経験が2年以上 <input type="checkbox"/> 各施設等で介護・看護のチームリーダー（予定含む）
代表者（※）	認知症対応型サービス事業開設者研修	<ul style="list-style-type: none"> 指定小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定看護小規模多機能型居宅介護 	都内の小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（予定含む）

介護職員	認知症介護基礎研修 (令和6年3月31日までは努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地域密着型通所介護 ・ 指定認知症対応型通所介護 ・ 指定小規模多機能型居宅介護 ・ 指定認知症対応型共同生活介護 ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 指定看護小規模多機能型居宅介護 	介護保険施設・事業所(居宅介護支援事業所を除く)に従事する介護職員 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く)
------	---------------------------------	---	---

※代表者で下記研修修了者については、すでに必要な研修を修了しているものとみなします。

- ・ 認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修
- ・ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修(「東京都介護事業開設等支援セミナー」平成16、17年度実施)
- ・ 認知症グループホーム管理者研修
- ・ 旧痴呆介護実務者研修(基礎課程)又は(専門課程)
- ・ 認知症介護指導者養成研修

4. 老人福祉法の届出について

地域密着型サービスを開始する事業者は、介護保険法の規定による指定申請のほかに、老人福祉法第 14 条により老人居宅生活支援事業等（※1）を行う者は、あらかじめ東京都知事への届出（開始届）が必要です。

また、老人福祉法第 15 条による老人福祉施設等（※2）及び同法第 29 条による有料老人ホームを設置する場合は、あらかじめ東京都知事への設置届が必要となります。

そのため、区へ指定申請をしましたら併せて必ず東京都に上記の届出をしてください。

なお、事業開始届等の提出については、あらかじめ東京都の下記担当部署にご相談ください。

※1：老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業等

※2：老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

事業名	問い合わせ先
指定期巡回・随時対応型訪問介護看護	公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室 〒163-0718 新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル 18階 電話 03-3344-8517
指定夜間対応型訪問介護	
指定地域密着型通所介護	
指定認知症対応型通所介護（予防含む）	
指定小規模多機能型居宅介護（予防含む）	
指定認知症対応型共同生活介護（予防含む）	
指定看護小規模多機能型居宅介護	東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 施設運営担当 電話 03-5320-4264
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

【老人福祉法に係る届出様式掲載先】

[福祉保険局トップページ](#) > [高齢者](#) > [介護保険](#) > [東京都介護サービス情報](#) > [業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等](#) > [老人福祉法の届出](#)

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/rojin.html

5. 業務管理体制の届出について

介護保険の適正な運営の確保を図ることを目的に、介護保険サービス事業者について事業者単位に法令遵守の義務が履行されるよう、業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。

地域密着型サービス（介護予防サービス含む）のみを行う事業者（法人）で、その全ての事業所が杉並区内に所在する事業者については区へ届出書を提出して下さい。

【業務管理体制の届出様式・上記事業者以外の事業者の届出先】

[厚生労働省ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [福祉・介護](#) > [介護・高齢者福祉](#) > [介護サービス事業者の業務管理体制](#) > [介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html

6. 生活保護法の指定申請

新たに介護保険の指定を受けた事業所は、同時に指定介護機関の指定を受けたものとみなされますので、申請は不要です。

ただし、指定介護機関の「指定を不要とする旨申出書」を提出した場合は、この限りではありません。

指定介護機関の指定を不要とする場合は「指定を不要とする旨届出」が必要となります。

「指定を不要とする旨申出書」については、東京都の下記担当部署にご確認ください。

問い合わせ先
東京都福祉保健局 生活福祉部 保護課 介護担当
03（5320）4059（直通）
都庁第1本庁舎

【指定介護機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）について】

[都福祉保険局トップページ](#) > [生活の福祉](#) > [生活保護](#) > [指定介護機関（生活保護法・中国残留邦人等支援法）](#)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/hogo/kaigokikan.html>

7. 更新について

介護保険法により地域密着型サービスの指定は、6年毎にその更新を受けなければ、その効力を失うこととなります。指定の有効期間内に更新の申請を行う必要があります。

更新申請の書類等は指定申請と同様のものが必要になります。

お問い合わせは、指定申請窓口の介護保険課事業者係までお願いします。

8. 変更について

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、10日以内に、届出が必要になります。

介護給付費の算定に係る変更届は、変更予定日の前月15日までの届出が必要になります。
(認知症対応型共同生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、算定開始月の当月1日まで)

お問い合わせは、指定申請窓口の介護保険課事業者係までお願いします。

9. 廃止、休止、再開について

指定地域密着型サービス事業者は、当該地域密着型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1月前までに届出が必要となります。(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く)

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者が当該サービスの事業を廃止するときは、1月以上の予告期間を設けて、指定辞退届の提出が必要となります。

廃止・休止・再開のお問い合わせは、指定申請窓口の介護保険課事業者係までお願いします。